

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年12月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
第1章 総則	<p>1 - 1 総則</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義 (略)</p> <p>26) 書面とは、工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名又は押印したのも有効とする。 (略)</p> <p>1 - 1 - 6 施工計画書 (略)</p> <p style="color: red;">建設副産物の適正処理計画(産業廃棄物の処分・収集運搬契約書、処理業許可書の写し)</p> <p style="color: red;">再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 (略)</p> <p>1 - 1 - 38 交通安全管理 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 3 安全管理」による。</p> <p style="color: red;">(新設)</p> <p style="color: red;">(新設)</p> <p>段階確認一覧表(参考) (略)</p> <p>土木工事工種は、その段階確認項目を参考にする。 立会・段階確認の項目については、受注者と工事監督員で協議を行い、施工計画書に明記する。 段階確認とは出来高、品質管理に特化した確認。契約図書との整合を確かめる行為を段階確認、確認及び立会に分ける。 本表は塩ビます(200 mm)及びコンクリートます(400~ 500 mm)を対象としている、これ以外の下水道工種は下水道工事用を参照。 机上及び臨場共にチェックされているものについて、推進工及び薬液注入工での確認については、原則臨場確認とする、また、取付管布設工の確認については、適宜臨場確認とする。 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。</p>	<p>1 - 1 総則</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義 (略)</p> <p>26) 書面とは、工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したのも有効とする。 (略)</p> <p>1 - 1 - 6 施工計画書 (略)</p> <p style="color: red;">再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法(産業廃棄物の処分・収集運搬契約書、処理業許可書の写し)</p> <p style="color: red;">法定休日・所定休日(週休二日の導入) (略)</p> <p>1 - 1 - 38 交通安全管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 交通安全管理」「2 - 3 安全管理」による。</p> <p style="color: red;">1 - 1 - 39 施設管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 39 施設管理」による。 (以降、本仕様書、土木工事共通仕様書の章番号ともに繰り下げ)</p> <p>1 - 1 - 59 週休二日の対応 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 60 週休二日の対応」による。</p> <p>段階確認一覧表(参考) (略)</p> <p>土木工事工種は、その段階確認項目を参考にする。 立会・段階確認の項目については、受注者と工事監督員で協議を行い、施工計画書に明記する。 段階確認とは出来高、品質管理に特化した確認。契約図書との整合を確かめる行為を段階確認、確認及び立会に分ける。 本表は塩ビます(200 mm)及びコンクリートます(400~ 500 mm)を対象としている、これ以外の下水道工種は下水道工事用を参照。 机上及び臨場共にチェックされているものについて、推進工及び薬液注入工での確認については、原則臨場確認とする、また、取付管布設工の確認については、適宜臨場確認とする。 補助地盤改良工については、9 - 2 補助地盤改良工管理基準を合わせて参照すること。 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。</p>	<p>記載の修正 (共通仕様書による)</p> <p>追加(共通仕様書による)</p> <p>修正</p> <p>追加(共通仕様書による)</p> <p>追加(共通仕様書による)</p> <p>追加</p>

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年12月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
<p>第2章 工事 現場管理等安全管理</p>	<p>2 - 3 安全管理 2 - 3 - 1 交通安全管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 4.交通安全管理」による。</p> <p>2 - 3 - 2 交通規制等 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 2.交通規制等」による。</p> <p>(略)</p> <p>2 - 3 - 4 安全対策 (略) 5) 児童への安全対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 3.児童への安全対策」による。</p> <p>(略)</p> <p>2 - 3 - 6 老人又は身体障害者対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 4.老人又は身体障害者対策」による。</p> <p>2 - 3 - 7 不法無線局及び違法無線局対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 5.不法無線局及び違法無線局対策」による。</p>	<p>2 - 3 安全管理 2 - 3 - 1 交通安全管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 1~10」による。</p> <p>2 - 3 - 2 交通規制等 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 11.交通規制等」による。</p> <p>(略)</p> <p>2 - 3 - 4 安全対策 (略) 5) 児童への安全対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 13.児童への安全対策」による。</p> <p>(略)</p> <p>2 - 3 - 6 老人又は身体障害者対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 14.老人又は身体障害者対策」による。</p> <p>2 - 3 - 7 不法無線局及び違法無線局対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 38 安全管理 15.不法無線局及び違法無線局対策」による。</p>	<p>修正(共通仕様書の改定による)</p>
<p>第3章 材料</p>	<p>3 - 2 工事材料 3 - 2 - 1 下水道用資器材 4) 足掛金物 材質は、JIS G 4318 SUS-403(側壁用)、JIS G 4318 SUS-403(側塊用)、もしくは、JIS G 3539 SWCH12R に適用するもので、いずれの場合も最小断面の寸法は、16mm以上とし、ポリプロピレン等で防錆被覆加工を施したものとする。 又は、諸性質がこれらと同等以上のものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 - 2 - 4 コンクリート 4) コンクリートの標準配合 設計図書で特に明示していない場合、コンクリートの標準配合条件と適用構造物は、次表を標準とする。</p>	<p>3 - 2 工事材料 3 - 2 - 1 下水道用資器材 4) 足掛金物 材質は、JIS G 4318 SUS-403(側壁用)、JIS G 4318 SUS-403(側塊用)、もしくは、JIS G 3507-2 SWCH12R に適用するもので、いずれの場合も最小断面の寸法は、16mm以上とし、ポリプロピレン等で防錆被覆加工を施したものとする。又は、諸性質がこれらと同等以上のものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 - 2 - 4 コンクリート 4) コンクリートの標準配合 設計図書で特に明示していない場合、コンクリートの標準配合条件と適用構造物は、次表を標準とする。</p>	<p>JISの改定に伴う変更</p> <p>設計標準図と記載をそろえた</p>

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年12月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考																																																																																
	<p>また、本工事において使用する生コンクリート及びセメントは、設計図書で特に指定のある場合を除き、グリーン購入法公共工事特定品目である混合セメントの使用を標準とする。なお、現場条件等によりこれによりがたい場合は、工事監督員と協議すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランブ Cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材最大寸法 mm</th> <th>最小単位セメント量 Kg/m³</th> <th>適用構造物の代表例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-1 C-1P</td> <td>- -</td> <td>8.0 8.0</td> <td>4.5 4.5</td> <td>- -</td> <td>20 又は 25 20 又は 25</td> <td>- 270</td> <td>均し及び埋戻しコンクリート 縁石、トブ、皿型側溝、植樹樹基礎</td> </tr> <tr> <td>C-4 C-4P</td> <td>18 18</td> <td>5.0 8.0</td> <td>4.5 4.5</td> <td>55 55</td> <td>40 40</td> <td>- 270</td> <td>積ブロックの基礎、天端 コンクリート、無筋擁壁フェ ンス・街路灯・標識等の基 礎イバート・副管・支管 のコンクリート・推進支圧 壁、推進底部コンクリート</td> </tr> <tr> <td>C-4-H</td> <td>18</td> <td>5.0</td> <td>4.5</td> <td>55</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>管基礎、副管防護、 ソケット取付部防護</td> </tr> <tr> <td>R-2-1</td> <td>24</td> <td>12.0</td> <td>4.5</td> <td>55</td> <td>40</td> <td>280</td> <td>函渠、マンホール躯体等</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 記号 C：無筋コンクリート P：ポンプ施工用コンクリート(最小単位セメント量 270 kg) RC：鉄筋コンクリート H：早強コンクリート</p> <p>備考2 RC-2-1はH11.10.28 建設省土木構造物マニュアル(案)に基づき設計された鉄筋構造物に適用</p>	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ Cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最小単位セメント量 Kg/m ³	適用構造物の代表例	C-1 C-1P	- -	8.0 8.0	4.5 4.5	- -	20 又は 25 20 又は 25	- 270	均し及び埋戻しコンクリート 縁石、トブ、皿型側溝、植樹樹基礎	C-4 C-4P	18 18	5.0 8.0	4.5 4.5	55 55	40 40	- 270	積ブロックの基礎、天端 コンクリート、無筋擁壁フェ ンス・街路灯・標識等の基 礎イバート・副管・支管 のコンクリート・推進支圧 壁、推進底部コンクリート	C-4-H	18	5.0	4.5	55	40	-	管基礎、副管防護、 ソケット取付部防護	R-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280	函渠、マンホール躯体等	<p>また、本工事において使用する生コンクリート及びセメントは、設計図書で特に指定のある場合を除き、グリーン購入法公共工事特定品目である混合セメントの使用を標準とする。なお、現場条件等によりこれによりがたい場合は、工事監督員と協議すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランブ Cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材最大寸法 mm</th> <th>最小単位セメント量 Kg/m³</th> <th>適用構造物の代表例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-1 C-1P</td> <td>- -</td> <td>8.0 8.0</td> <td>4.5 4.5</td> <td>- -</td> <td>20 又は 25 20 又は 25</td> <td>- 270</td> <td>均し及び埋戻しコンクリート 縁石、トブ、皿型側溝、植樹樹基礎</td> </tr> <tr> <td>C-4 C-4P</td> <td>18 18</td> <td>5.0 8.0</td> <td>4.5 4.5</td> <td>55 55</td> <td>40 40</td> <td>- 270</td> <td>積ブロックの基礎、天端 コンクリート、無筋擁壁フェ ンス・街路灯・標識等の基 礎イバート・副管・支管 のコンクリート・「推進支圧 壁、推進底部コンクリート</td> </tr> <tr> <td>C-4-H</td> <td>18</td> <td>5.0</td> <td>4.5</td> <td>55</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>管基礎、副管防護、 ソケット取付部防護</td> </tr> <tr> <td>R-2-1</td> <td>24</td> <td>12.0</td> <td>4.5</td> <td>55</td> <td>40</td> <td>280</td> <td>函渠、マンホール躯体等 頂版コンクリート及び 底板コンクリート (5～9号及びマン ホールポンプ所)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 記号 C：無筋コンクリート P：ポンプ施工用コンクリート(最小単位セメント量 270 kg) RC：鉄筋コンクリート H：早強コンクリート</p> <p>備考2 RC-2-1はH11.10.28 建設省土木構造物マニュアル(案)に基づき設計された鉄筋構造物に適用</p> <p>備考3 札幌市下水道設計標準図 2-1-1 コンクリート標準仕様表を合わせて参照すること。</p>	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ Cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最小単位セメント量 Kg/m ³	適用構造物の代表例	C-1 C-1P	- -	8.0 8.0	4.5 4.5	- -	20 又は 25 20 又は 25	- 270	均し及び埋戻しコンクリート 縁石、トブ、皿型側溝、植樹樹基礎	C-4 C-4P	18 18	5.0 8.0	4.5 4.5	55 55	40 40	- 270	積ブロックの基礎、天端 コンクリート、無筋擁壁フェ ンス・街路灯・標識等の基 礎イバート・副管・支管 のコンクリート・「推進支圧 壁、推進底部コンクリート	C-4-H	18	5.0	4.5	55	40	-	管基礎、副管防護、 ソケット取付部防護	R-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280	函渠、マンホール躯体等 頂版コンクリート及び 底板コンクリート (5～9号及びマン ホールポンプ所)	
記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ Cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最小単位セメント量 Kg/m ³	適用構造物の代表例																																																																												
C-1 C-1P	- -	8.0 8.0	4.5 4.5	- -	20 又は 25 20 又は 25	- 270	均し及び埋戻しコンクリート 縁石、トブ、皿型側溝、植樹樹基礎																																																																												
C-4 C-4P	18 18	5.0 8.0	4.5 4.5	55 55	40 40	- 270	積ブロックの基礎、天端 コンクリート、無筋擁壁フェ ンス・街路灯・標識等の基 礎イバート・副管・支管 のコンクリート・推進支圧 壁、推進底部コンクリート																																																																												
C-4-H	18	5.0	4.5	55	40	-	管基礎、副管防護、 ソケット取付部防護																																																																												
R-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280	函渠、マンホール躯体等																																																																												
記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ Cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最小単位セメント量 Kg/m ³	適用構造物の代表例																																																																												
C-1 C-1P	- -	8.0 8.0	4.5 4.5	- -	20 又は 25 20 又は 25	- 270	均し及び埋戻しコンクリート 縁石、トブ、皿型側溝、植樹樹基礎																																																																												
C-4 C-4P	18 18	5.0 8.0	4.5 4.5	55 55	40 40	- 270	積ブロックの基礎、天端 コンクリート、無筋擁壁フェ ンス・街路灯・標識等の基 礎イバート・副管・支管 のコンクリート・「推進支圧 壁、推進底部コンクリート																																																																												
C-4-H	18	5.0	4.5	55	40	-	管基礎、副管防護、 ソケット取付部防護																																																																												
R-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280	函渠、マンホール躯体等 頂版コンクリート及び 底板コンクリート (5～9号及びマン ホールポンプ所)																																																																												
	<p>(略)</p> <p>下水道用資器材使用事務手続きのフロー (表-3)</p> <p>札幌市が検査を実施する製品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>資 器 材 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブロック類</td> <td>上・下絞部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚・雨水ます</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溜樹・浸透ます</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄蓋類</td> <td>塩ビます用鉄蓋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚水ます用鉄蓋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>組立マンホール</td> <td>認定工場以外より出荷の場合</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	資 器 材 名	備 考	ブロック類	上・下絞部		汚・雨水ます		溜樹・浸透ます		鉄蓋類	塩ビます用鉄蓋		汚水ます用鉄蓋		その他	組立マンホール	認定工場以外より出荷の場合	<p>(略)</p> <p>下水道用資器材使用事務手続きのフロー (表-3)</p> <p>札幌市が検査を実施する製品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>資 器 材 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブロック類</td> <td>上・下絞部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚・雨水ます</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溜樹・浸透ます</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄蓋類</td> <td>塩ビます用鉄蓋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚水ます用鉄蓋</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>組立マンホール</td> <td>認定工場以外より出荷の場合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>札幌市が必要と認める場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他を追加</p>	分 類	資 器 材 名	備 考	ブロック類	上・下絞部		汚・雨水ます		溜樹・浸透ます		鉄蓋類	塩ビます用鉄蓋		汚水ます用鉄蓋		その他	組立マンホール	認定工場以外より出荷の場合	その他	札幌市が必要と認める場合																																											
分 類	資 器 材 名	備 考																																																																																	
ブロック類	上・下絞部																																																																																		
	汚・雨水ます																																																																																		
	溜樹・浸透ます																																																																																		
鉄蓋類	塩ビます用鉄蓋																																																																																		
	汚水ます用鉄蓋																																																																																		
その他	組立マンホール	認定工場以外より出荷の場合																																																																																	
分 類	資 器 材 名	備 考																																																																																	
ブロック類	上・下絞部																																																																																		
	汚・雨水ます																																																																																		
	溜樹・浸透ます																																																																																		
鉄蓋類	塩ビます用鉄蓋																																																																																		
	汚水ます用鉄蓋																																																																																		
その他	組立マンホール	認定工場以外より出荷の場合																																																																																	
	その他	札幌市が必要と認める場合																																																																																	

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年12月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
第7章 施工管理基準	<p>7 - 1 マンホール工</p> <p>7 - 1 - 4 組立式マンホール工 (足掛金物)</p> <p>3 受注者は足掛金物の取付けについて、以下の規定によらなければならない。</p> <p>2) 側塊用足掛金物を取り付ける際は、特に止水性に注意を払い、穴は(埋込径+2mm程度)必ずドリルを使用し止水シール材をボルトに巻付けパッキンを入れ、ナットで締めつけること。また、外壁小口が破損した時は、まず止水シール材を巻詰してからセメントモルタルで補修し、パッキンを取付けナットで締めつけること。</p>	<p>7 - 1 マンホール工</p> <p>7 - 1 - 4 組立式マンホール工 (足掛金物)</p> <p>3 受注者は足掛金物の取付けについて、以下の規定によらなければならない。</p> <p>2) 人孔背面にボルトで取り付ける側塊用足掛金物を使用する際は、特に止水性に注意を払い、穴は(埋込径+2mm程度)必ずドリルを使用し止水シール材をボルトに巻付けパッキンを入れ、ナットで締めつけること。また、外壁小口が破損した時は、まず止水シール材を巻詰してからセメントモルタルで補修し、パッキンを取付けナットで締めつけること。</p>	補足
第16章 施工管理基準	<p>16 - 4 品質管理基準及び規格値</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書 土木工事施工管理基準の規定による。</p> <p>道路土工の必須試験であるブルーフローリングについては省略する。道路土工の現場密度の測定又は飽和度の測定については、下記の通りとする。</p>	<p>16 - 4 品質管理基準及び規格値</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書 土木工事施工管理基準の規定による。</p> <p>管更生工の品質管理については、「11 - 2 - 5 施工後の品質管理」による。</p> <p>道路土工の必須試験であるブルーフローリングについては省略する。道路土工の現場密度の測定又は飽和度の測定については、下記の通りとする。</p>	追加